

駒ヶ根市農振除外に関するガイドライン

駒ヶ根市では、農業の振興を図るため優良農地として守っていく必要がある農地を「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき「農用地区域」として設定しています。

通常、農用地区域の農地を農業以外の目的で利用することはできませんが、住宅を建設するなど、やむを得ず他の目的に利用する場合は、除外（「農業振興地域整備計画」の変更）の手続きが必要になります。

1 地域計画区域の変更手続きについて

駒ヶ根市では、農業振興地域内の全ての農用地を農業経営基盤強化促進法による地域計画の区域に含めています。このため、農振除外をする際には、地域計画の変更（除外）手続きが必要となります。

農振除外（農地転用）の見込みがある農地について、農振除外の審査手続きを地域計画の変更手続きと並行して進めることが可能ですが、地域計画の変更手続きが完了しなければ、農振除外の変更案の公告・縦覧を行うことはできません。

なお、農振除外の審査期間内に地域計画の変更手続きが完了するため、手続きの期間に変更はありません。

2 農振除外できる要件

農振農用地は、農業振興のため「農地を守る」立場で設けられており、その農地が除外要件等のすべてを満たす場合のみ除外が認められ、転用が可能となります。従って、申請されたすべての案件が認可されるとは限らず、審議の過程で案件によっては除外不相当とされる場合もありますので、土地選定は慎重に行ってください。

なお、申請に際しては、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。（必要性・代替性）
- (2) 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 農用地の集団化・農作業の効率化のほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (4) 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5) 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (6) 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して 8 年が経過していること。

3 太陽光発電施設の設置を目的とした除外について

現在、太陽光発電施設（営農型発電施設を含まない）設置に係る農地転用手続きについては、第 1 種農地については許可になりません。

第1種農地とは、10ヘクタール以上の規模の一団の農地や、過去に土地改良事業等の対象となった土地をいいます。ただし、要件を満たす場合は第2種農地、第3種農地となる場合もありますが、1筆毎に判断することとなります。

また、500平方メートル以上の太陽光発電施設を設置する目的で農振除外を申請する事業計画者は、事前に近隣農地の所有者及び耕作者、営農組合、水利組合、発電施設用地境界から100メートルの範囲を含む区並びに自治会等の住民に対し事業説明会を開催してください。

4 除外する土地選定における注意事項

(1) 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度対象地について

除外申請地が中山間地域等直接支払制度の交付対象地である場合は、除外することはできません。また、多面的機能支払交付金制度対象地である場合も、農地としての利用を前提とし交付金を受けているので、原則的には除外することはできません。除外申請をする場合は、過去に遡り補助金を返還する必要があります。

除外申請する土地の選定にあたっては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の対象地でないか、土地所有者や耕作者等へ確認いただくか、農林課へお問い合わせください。

(2) 農業者年金（経営移譲年金）について

農業者年金（経営移譲年金）を受給している方が所有する農地を転用した場合、農業者年金が支給停止となる場合がありますので、事前に農業委員会にご確認ください。

5 申請手続き

農振除外申請は、市農林課農地係に申請書及び関係書類を提出してください。受付期間は年3回設定しており、標準的な処理期間は、各提出期限から概ね8～12箇月となっています。（関係機関との協議については、相当の日数を要する場合がありますので、あくまでも目安としてください。）

(1) 提出期限

毎年1月、5月、9月の平日（最終日が休日の場合は、直前の開庁日が締切日となります。）

(2) 必要書類

- ① 申請書
- ② 土地の全部事項証明書（登記簿謄本）
- ③ 公図写し（隣接地の所有者名と地目を記入）
- ④ 施設配置図（公図に書き込む）
- ⑤ 同意書 ア（除外地と隣接農地の土地所有者と耕作者の同意書）
イ（景観形成住民協定地区の場合、協議会の同意書）
- ⑥ 位置図（住宅地区等）
- ⑦ 設計図（平面図、立面図）
- ⑧ 土地改良区同意書（田及び土地改施行済みの場合）
- ⑨ 転用に関する確約書

⑩ その他（その他必要な書類）

【太陽光発電施設の設置を目的とした除外の場合】 上記①～⑩のほか

⑪ 事業計画者（会社）の概要書

⑫ 排水計画書（雨水流量計算書、排水路配置図）

⑬ 管理計画書（除草、安全対策など）

⑭ 事業説明会の経過等を記録した会議録（出された意見、回答等を詳細に記録したもの）

⑮ 当該地域の営農組合、水利組合、区又は自治会などの意見書

附 則

このガイドラインは、平成26年11月1日から施行する。

附 則

改正後のこのガイドラインは、令和2年11月5日から適用する。

附 則

改正後のこのガイドラインは、令和7年4月1日から適用する。